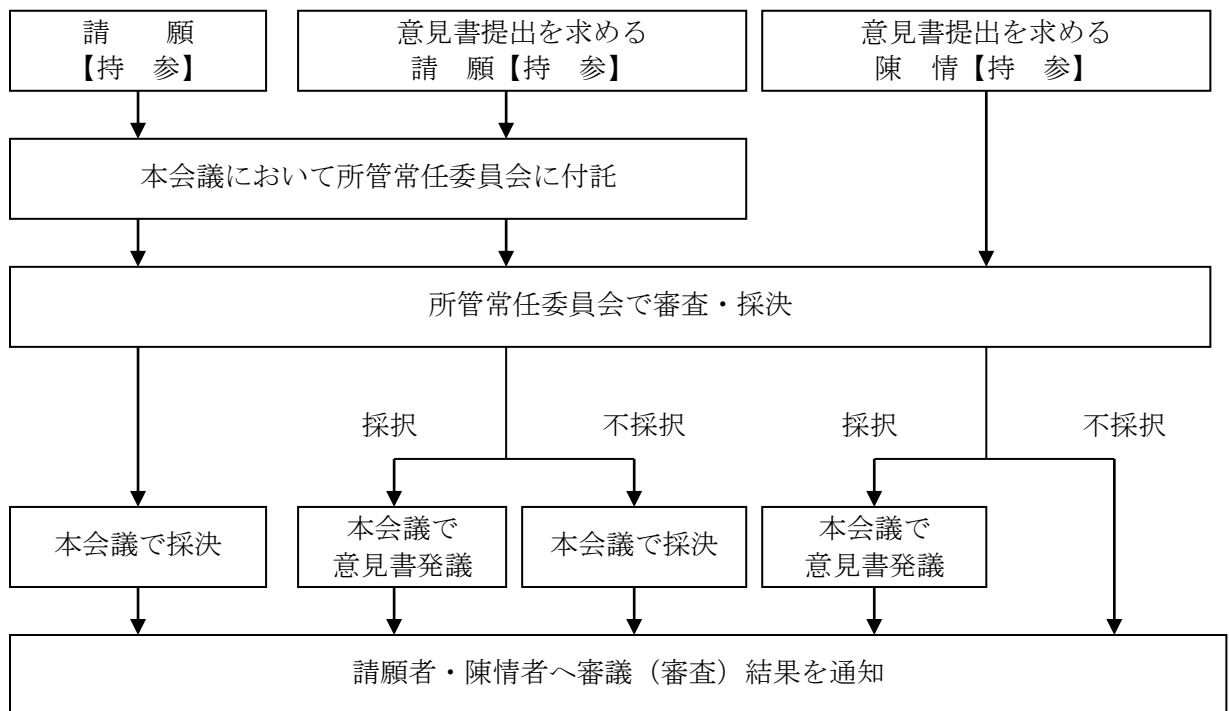


● 請願・陳情の取り扱い

- 市政などについての意見や要望があるときは、誰でも請願書や陳情書を市議会に提出することができます。
- 持参されたもの限り、審査の対象となります。郵送等持参されない場合は、そのコピーを議員に配付するのみとなりますので、ご注意ください。
- 提出期限は定例会招集日の3日前（土・日、休日を含まない）までとなります。なお、詳細については議会事務局までお問い合わせください。
- 請願書を提出する場合は、妙高市議会議員の紹介が必要となります。
- 陳情書の提出には、議員の紹介は必要ありません。

● 請願・陳情の流れ



※ 本会議で可決された意見書は、関係機関に送付。

【お問い合わせ】

妙高市議会事務局

Tel : 0255-74-0043

Fax : 0255-73-7442